

令和5年度 web3 等先端技術を活用したDX実証事業

支援委託業務

仕様書

## 1 業務名

令和5年度 web3 等先端技術を活用したDX実証事業支援委託業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）

## 3 業務内容

### (1) 実証事業支援業務

県が行う「令和5年度 web3 等先端技術を活用したDX実証事業」の事業管理や実証事業者（2件程度）との調整等について、以下に掲げる県の支援を行う。

#### ① 業務内容

ア 実証事業全般への助言

イ 「実施計画書」の内容調整および、事業の進捗管理

- ・実証事業者（2件程度）事業実施前に、スケジュール等含む「実施計画書」を作成することとなっている。本件受託者は計画書の策定・調整を行うとともに事業の進捗管理を行う

ウ 事業の推進において必要な関係者との連絡・調整

エ 県と実証事業者の定例月次報告会（月1回）における実証事業者の資料取りまとめ

オ 県ホームページや、くまもとDX推進コンソーシアムでの事業内容発表等における発表内容の作成及び調整：発表内容は県が主旨を提示し、受託者ではこれを踏まえて、実証事業者と協力し資料等の作成を行うこと

想定：コンソーシアムホームページでの周知・PR・・・3回

コンソーシアム等イベントでの取組発表・・・2回

取組概要の動画作成支援（最大2分）・・・1回

メディア向けの現地説明会・・・1回

#### ② 対象経費

ア 本事業で負担する経費は、業務の実施に必要となる人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に関わる経費等、一切の経費を含む。

※以下に該当するものは経費として認めない

- ・本委託契約の締結前に発注、契約、申し込み等をした費用
- ・その他事業目的にそぐわないと判断されるもの

#### ③ 留意事項

ア くまもとDX推進コンソーシアムの依頼に応じて本事業の状況報告や、取組発表等に協力すること。

イ 本実証事業において実施者に何らかの損害が生じた場合でも県はその一切

の責任を負わない。

#### 4 納品物と納入期限

##### (1) 納品物

- ① 支援報告書 紙：2部 電子媒体：1部
- ② 契約内で作成したドキュメント一式 電子媒体：1部
- ③ 業務完了報告書 電子媒体：1部

(2) 納入期限：令和6年（2024年）3月15日（金）

(3) 納入場所：熊本県庁指定場所

#### 5 著作権の帰属について

本委託業務における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）は、委託料の支払をもって本県に移転する。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、熊本県と別途協議するものとする。
- (3) 事業で購入した物品の所有権に関しては受託者に帰属するものとする。処分に別途費用が掛かる場合などは、受託者にて負担すること。

#### 6 その他

受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。